⑸　入札説明書等に対する質問
①　入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面により提出すること。
ア　提出期間　平成22年５月27日から平成22年７月29日まで。なお、持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く午前10時から午後５時まで。
イ　提出場所　上記４の⑴に同じ。
ウ　提出方法　書面は持参又は郵送することにより提出するものとする。
②　上記４の⑸の①の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。
ア　期間　平成22年７月30日から平成22年８月５日まで。（土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く。）の午前10時から午後５時まで。
イ　場所　上記４の⑴に同じ。
⑹　入札、開札の日時、場所及び提出方法
①　入札書は、電子入札方式により提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙により持参又は郵便（書留郵便に限る。）することができる。
②　電子入札方式による入札の場合は、平成22年８月６日午前10時まで。
③　紙入札方式により入札に参加する場合は、平成22年８月６日午前11時までに大臣官房経理課入札室に持参すること。
④　郵送による場合は、平成22年８月５日午後５時までに上記４の⑴あて郵送（書留郵便に限る。）すること。
⑤　開札は、平成22年８月６日午前11時から大臣官房経理課入札室にて行う。
⑺　入札保証金の納付等に係る書類等の提出期間、場所及び方法
①　提出期間　平成22年５月27日から平成22年７月１日まで。なお、持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く午前10時から午後５時まで。
②　提出場所　上記４の⑴に同じ。
③　提出方法　持参、郵送（書留郵便に限る。提出期限内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期限内必着。）により提出すること。
⑻　再度の入札及び開札　郵送による入札があり、かつ初回の入札において予定価格の制限に達した価格の入札がない場合には、別途、再度の入札及び開札日時等について、電子入札システム及び電話等により連絡を行うため、担当者との連絡が速やかに行えるようにすること。
５　その他
⑴　入札及び契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨
⑵　入札保証金及び契約保証金
①　入札保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行日比谷代理店）。ただし、以下の条件を満たすことにより入札保証金の納付に代えることができる。
ア　利付国債の提供（保管有価証券の取扱店　日本銀行日比谷代理店）
イ　金融機関の保証（取扱官庁　農林水産省大臣官房経理課）
また、入札保証保険契約の締結を行った場合又は金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。
②　契約保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行日比谷代理店）。ただし、以下の条件を満たすことにより契約保証金の納付に代えることができる。
ア　利付国債の提供（保管有価証券の取扱店　日本銀行日比谷代理店）
イ　金融機関若しくは保証事業会社保証（取扱官庁　農林水産省大臣官房経理課）
また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合には、契約保証金の納付を免除する。
⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の入札、申請書又は資料等に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
⑷　予決令第86条に規定する調査を受けた者との契約する場合、契約保証金の金額は請負代金額の10分の３以上、前金払の金額は請負代金額の10分の２以内及び発注者より契約解除された場合の違約金は請負代金額の10分の３に相当する額とする。
⑸　違約金について　本契約に関し、請負者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、請負者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（本契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額）の10分の１に相当する額を違約金（損害賠償額の予定）とし発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
①　公正取引委員会が、請負者又は請負者の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第７条又は第８条の２（独占禁止法第８条第１号又は第２号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき又は独占禁止法第66条第４項の規定による審決において、独占禁止法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき。
②　公正取引委員会が、請負者又は請負者の代理人に対して独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき又は独占禁止法第66条第４項の規定による審決において、独占禁止法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき。
③　公正取引委員会が、請負者又は請負者の代理人に対して独占禁止法第７条の２第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
④　本契約に関し、請負者又は請負者の代理人（請負者又は請負者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の３若しくは第198条又は独占禁止法第89条第１項若しくは第95条第１項第１号の規定による刑が確定したとき。
⑤　請負者が上記５の⑸の①から④までの違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、請負者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年５パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。
⑹　配置予定監理技術者等の確認　落札者決定後、発注者支援データベース・システムにより配置予定監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。
なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、配置予定監理技術者等の変更は認められない。
⑺　施工体制確認のためのヒアリングを実施するとともに、その際、追加資料の提出を求めることがある。入札参加者が提出期限までの追加資料を提出しない場合、ヒアリングに応じないなど調査に協力しない場合、追加資料の記載内容が適切でない場合（未記載、未定を含む。）は、入札を無効とする。
⑻　手続における交渉の有無　無
⑼　契約書作成の要否　要
⑽　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無
⑾　関連情報を入手するための照会窓口　上記４の⑴に同じ。
⑿　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２の⑶に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も、上記４の⑶により申請書及び資料等を提出することができるが、競争に参加するためには開札の時までに当該資格の確認を受け、かつ競争参加資格の認定を受けていなければならない。
⒀　競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明
①　競争参加資格がないと認められた者は、通知をした日の翌日から起算して７日（土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く。）以内に、支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。
②　競争参加資格がないと認められた者が説明を求める場合は、書面（様式は自由）を持参することにより行うものとする。
③　書面の提出先　上記４の⑴に同じ。
④　支出負担行為担当官は、上記５の⒀の①の説明を求められたときは、原則として上記５の⒀の①の競争参加資格がないと認めた理由についての説明を求めることができる最終日の翌日から起算して７日（土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く。）以内に、説明を求めた者に対し、書面により回答するものとする。